

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会  
会長 小谷 寛子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて (答申)

平成 23 年 5 月 27 日付け大住吉市民第 44 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長 (以下「実施機関」という。) が、平成 23 年 4 月 22 日付け大住吉市民第 8 号により行った不存による非公開決定 (以下「本件決定」という。) は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 23 年 4 月 8 日、大阪市情報公開条例 (平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。) 第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表の (え) 欄に記載のとおり公開請求を行った。

2 本件決定

実施機関は、別表の (え) 欄に記載の公開請求のうち「区役所の地域担当職員 (荻田小学校区分) の職務歴を求める。」の部分 (以下「本件請求」という。) に係る公文書 (以下「本件文書」という。) を保有していない理由を別表の (お) 欄に記載のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

また、別表の (え) 欄に記載の公開請求のうち「上記①～③において…住吉区荻田小学校区のこの回答に該当する全団体の会員名簿を求める。」旨の部分については、平成 23 年 4 月 22 日付け大住吉市民第 7 号により部分公開決定を行っている。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 4 月 27 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 大阪市では、平成 23 年 2 月 8 日に発表した「新たな区政改革」の中で、「現在も各区の実情に合わせて実施されている地域担当制をさらに強化して」としているが、住吉区では今まで地域担当職員を決めていたのか。
- 2 平成 23 年 4 月 15 日に係員の人事異動があったと聞いている。全 24 区はこの日をもって新しい地域担当職員を決めたと思う。地域担当職員を決めていたのなら、前年度の担当者が公開請求時点である平成 23 年 4 月 8 日でも担当者ではないのか。  
故に、平成 23 年 4 月 8 日の公開請求時点での前年度から荻田小学校区を担当していた職員の職務歴の公開を求める。
- 3 住吉区は、名簿の更新等に行っていないとし、平成 19 年 7 月 1 日現在の「住吉区役所地域担当者・地域分担表」を別途公開した。それならば、当時の荻田小学校区の担当者の職務歴を当初に公開すべきである。

#### 第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、本件請求において本件請求時点での前年度から荻田小学校区を担当していた地域担当職員の職務歴の公開を求めたが、本件請求時点に住吉区において地域担当制度が機能しておらず、対象の職員が不存在となっていることから、本件決定を行った。

平成 14 年当時の地域担当制に関する文書は、保存期間が 5 年のため保存年限を経過していることから残っていないが、当時担当した職員に経過を聞き取ったところによると、大阪市において、平成 14 年度に各区に地域担当制度を設置すべく議論を行い、住吉区においても、「住吉区地域担当者要綱」（以下「要綱」という。）を定め、具体的な活動としては平成 16 年度より、地域データベース整備にかかる担当地域実地踏査業務として主要駅施設や駅周辺のバリアフリーの点検、一時避難場所（公園）の防災倉庫等の確認・点検等を行うこととしたとのことである。

また平成 17 年度には、収容避難所の備蓄物資・救助資器材の保管場所の調査を行ったとのことである。調査結果や集計内容については、文書が残っていないことから確認はできないが、地域データベース整備にかかる担当地域実地踏査業務について、当初の調査項目を一定終了したことから、平成 18 年 6 月より「災害時の協力井戸の調査」について、登録井戸の水質検査実施に伴う事前承諾について、地域担当職員が戸別訪問を実施していた。

井戸の事前承諾業務を終了して以降、平成 19 年 7 月より区役所の職員等が暮らしにかかわる情報や区役所や事業所等で行っている事業の内容、手続きなどを地域に出向きわかりやすく説明する出前講座の受付を行うこととし、各関係機関、日程等を調整することとした。しかし、平成 21 年度以降、人事異動があっても担当地域の割当てを変更することなく、出前講座の受付・調整業務については、地域振興担当係長が一人で行っていた。また地域担当制の業務内容の見直しも行うことなく、平成 22 年度まで実質的

に地域担当制は活動が休止状態となっていたとのことである。

よって、異議申立人より本件請求を受けた時点において、住吉区において地域担当制が実質活動していなかったことから、本件決定を行ったものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

### 2 争点

実施機関は、本件文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書が存在しないとしてなされた本件決定の妥当性である。

### 3 本件決定の妥当性について

(1) 当審査会が実施機関に確認したところ、平成23年3月に策定・公表された「なにわルネッサンス2011－新しい大阪市をつくる市政改革基本方針－」において、区役所が地域力の復興に関わる業務を主導的に行っていくための一つの方法として、さまざまな地域課題解決に向けた市民活動の取り組みを支援する区役所職員による地域担当制の強化が掲げられ、それに伴い同年4月1日付けで地域担当の事務総括担当として担当係長1名が配属されたが、当該担当係長は、地域担当制度全般の事務総括を行う者であり、要綱に定める担当地域を分担し地域に出向く地域担当者ではない、とのことであった。

また、大阪市では、毎年退職や人事異動が行われているところ、住吉区役所では、平成19年7月1日現在において選任された地域担当者が人事異動等により担当を外れた後も、新たな地域担当者を選任していないとのことでもあった。

(2) 前記第4に記載の実施機関の主張及び上記(1)の事情を踏まえると、住吉区役所では少なくとも本件請求時点においては、地域担当制度が機能しておらず、地域担当者は事実上不在であった旨の実施機関の主張には、特段、不自然不合理な点は認められない。

(3) 異議申立人は前記第3の2及び3に記載のとおり、地域担当者が変更されていないのであれば、平成19年7月1日現在において地域担当者であった職員が引き続き地域担当者であるのだから、当該職員に係る職務歴を公開すべきである旨を主張している。

しかしながら、上記(1)及び(2)を踏まえると、住吉区役所では、当該職員は少な

くとも本件請求時点において地域担当制度における任務を行っているとは認められないことから、当該職員に係る職務歴は本件請求に対して特定すべき公文書に該当しない。

#### 4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小谷寛子、委員 井上英昭、委員 松戸浩

## 別表

(あ)	諮問書	平成23年5月27日付け大住吉市民第44号
(い)	決定	不存在による非公開決定
(う)	請求日	平成23年4月8日
(え)	請求する公文書の件名又は内容	<p>平成23年2月3日(木)に「市長と語ろう住吉区地域懇談会」が開催され、その当日に参加者より自由意見を求め、3月31日(木)にその回答が区のホームページにアップされた。その中の「市政改革について」の回答で</p> <p>①1番目、「<b>連合振興町会や地域社会福祉協議会をはじめ、その他、地域でさまざまな活動をしておられる団体との連携を強化しながら、～地域活動においては、地域の全住民を対象として、誰もが参加できる形で行うこととしております。</b>」としている。</p> <p>②3番目、<b>連合振興町会・地域社会福祉協議会や企業や非営利の団体等さまざまな団体の参画を得る。そして「地域活動協議会の立上げや運営にあたっては、区役所、市コミュニティ協会各区支部協議会、区社会福祉協議会の三者が連携をより密にし、地域の市民活動をより有効に支援してまいりたいと考えています。」</b>とある。</p> <p>③4番目、「<b>各活動を担われている地域団体(地域振興会・防犯協会・地域社会福祉協議会など)に交付する～。</b>」とある。</p> <p>上記①～③において…住吉区荻田小学校区のこの回答に該当する全団体の会員名簿を求める。</p> <p>又、区役所の地域担当職員(荻田小学校区分)の職務歴を求める。<b>【本件請求】</b></p>
(お)	公開請求に係る公文書を保有していない理由	住吉区では、今後検討のうえ地域担当職員を決定するため、現時点では実際に担当する職員が存在しないため。
(か)	異議申立て年月日	平成23年4月27日
(き)	担当	住吉区役所市民協働課

(参考) 答申に至る経過

平成23年度諮問受理第10号

年 月 日	経 過
平成23年5月27日	諮問
平成23年11月21日	異議申立人から意見書の提出
平成23年11月28日	審議 (論点整理)
平成23年12月12日	実施機関理由説明
平成23年12月26日	審議 (論点整理)
平成24年2月13日	審議 (答申案)
平成24年3月14日	審議 (答申案)
平成24年3月29日	答申